

## 広報うき広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、宇城市が発行する「広報うき」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報に掲載する広告は、宇城市広告掲載事業実施要綱(平成24年宇城市告示第44号)第4条に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(広告の掲載順位)

第3条 広告の掲載順位は、申込順位によるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告の掲載を希望する者の募集は、広報への掲載その他の方法で行うものとする。

(掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、広報うき広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載原稿を添えて、広告掲載を希望する号の発行日の1箇月前までに市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、広報うき広告掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

2 広告掲載決定の通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、掲載広告の完全な版下又はデジタルデータを市長に提出するものとし、市は一切、内容の修正等を行わないものとする。なお、版

下又はデジタルデータの作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(広告の規格及び掲載料)

第7条 広告の掲載場所、規格及び掲載枠数は、次のとおりとする。

(1) 掲載場所 ページ最下段

(2) 規格1枠当たり縦48ミリメートル、横90ミリメートル

規格2枠当たり縦48ミリメートル、横180ミリメートル

規格4枠当たり縦118ミリメートル、横180ミリメートル

規格8枠当たり縦257ミリメートル、横180ミリメートル

規格8枠裏表紙縦297ミリメートル、横190ミリメートル

\* 広報発行回数は、年間12回

2 広告の掲載料は、1枠20,000円、2枠35,000円、4枠60,000円、8枠100,000円、8枠裏表紙120,000円とする。

3 広告主は、1回の申込みにおいて、同年度(5月1日号から翌年4月1日号まで)に発行する広報への広告掲載申込みができる。

(掲載料の納入)

第8条 広告主は、市長が指定する期日までに、一括して掲載料を納入しなければならない。

(掲載料の返還)

第9条 既納の掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責任によらない理由で広告を掲載できなかった場合は、広告主に掲載料を返還することができる。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定又は掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに掲載料を納入しないとき。
- (2) 広告主が指定する期日までに広告版下を提出しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告について宇城市広告審査委員会の意見を聴いて、適当でないと市長が認めるとき。

(広告掲載の責任)

第11条 掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、市は一切これに関与しない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。